平成２１年（フ）第１５３１４号
埼玉県草加市新善町410―208
破産者　横山　真司
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５５０８号
埼玉県川口市大字赤芝新田346－３
破産者　飯濱　清子
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６２１号
東京都葛飾区亀有３丁目14番７号
破産者　株式会社グランツ
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６２２号
東京都西東京市栄町２丁目１―28―103
破産者　松本　昌孝
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６２３号
東京都西東京市栄町２丁目１―28―103
破産者　松本　秀美
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５７３３号
千葉県市原市青葉台３丁目２－３－301
破産者　西藪　三男
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８０８号
北海道札幌市北区篠路３条８丁目２―28　グランデール参番館301号
破産者　手嶋　　孝
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８３２号
東京都中央区八重洲２丁目11―２　城辺橋ビル６Ｆ
破産者　大森紀半人
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６０１９号
東京都港区麻布十番３丁目５番８―601号
破産者　有限会社麻布十番クラフト
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６０２０号
東京都港区東麻布２丁目15―13―101、開始決定時の住所東京都港区麻布十番３丁目５―８―601
破産者　山田　惠子
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６０２１号
千葉県千葉市稲毛区宮野木町1669―４、開始決定時の住所東京都港区麻布十番３丁目５―８―601
破産者　山田　規弘
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６１２６号
東京都大田区大森中３丁目16―４―101
破産者　高橋　　博
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６２２９号
東京都中野区弥生町１丁目54―２―Ｄ４
破産者　竹村志のぶ
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６３３０号
埼玉県草加市稲荷２丁目37―３―202
破産者　浅沼　敏夫
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６３８８号
東京都江戸川区南篠崎町２丁目21―５
破産者　小野しおみ
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６４２６号
東京都中野区東中野５―23―７　アートクレール東中野２号館205、住民票上の住所東京都中央区築地３丁目４―７
破産者　須田　孝則
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６５１４号
神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎東３丁目５番７―301号
破産者　株式会社ライフバランス
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６６５５号
愛知県常滑市樽水町３丁目116
破産者　若林　　勇
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６６８０号
東京都渋谷区千駄ヶ谷１丁目２番３号
破産者　株式会社エヌ・オーツー
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６７１３号
千葉県柏市松ケ崎549―203、開始決定時の住所千葉県印旛郡栄町安食2459―３
破産者　八田羽宗和
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６７９７号
埼玉県さいたま市南区白幡４丁目７－２－103
破産者　大竹　康勝
1　決定年月日　平成22年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部